「御酒之日記」―その解説と翻刻―

鎌谷親善・加藤百一

酒造りに関する著名な文書「御酒之日記」に関しては、すでに少なくない考察が加えられてきたが、現存するもっとも信頼できる文書としては静嘉堂文庫が架蔵する色川中の旧蔵本を措いてないと言えよう。今回、同文庫のご好意によって、その復刻および「御酒之日記」の部分の翻刻を掲載できることに、心より厚く感謝の意を表したい。

「御酒之日記」を含む、この静嘉堂文庫所蔵本についての言及は少ないので、簡単に紹介しておく。本書の題簽は「佐竹氏文書　酒造日記付　南酒出文書」と記されており、和装袋綴じとして製本（二八・五cm×一九cm）されている。本文は最初の内表紙を入れて、一七丁である。その外に一三丁と一四丁の間には、亀岡について記した紙片（二六cm×三三cm）2枚が、挟まれている（復刻にさいしては、この挟紙は最後に置いた）。

内表紙（第一丁表）には、「表紙文」および「常陸国増井正宗寺所蔵」と朱書きされており、さらに「色川三中蔵書」印および「静嘉堂蔵書」印が押されている。現所蔵者の静嘉堂文庫は、色川三中の旧蔵書を明治三七年に購入していたのである。[1] したがって、この文書は朱書きから、常陸国増井、現在の常陸太田市増井に所在する正宗寺が旧蔵していたものを色川三中が所蔵ないしは筆写したもので、その題簽は色川三中によって付されたものと推察される。

さて、この静嘉堂文庫所蔵本の「表紙文」には蔵書印のほか、つぎのような文言が記されている。

九天応元雷声普代天尊五大力菩薩
此内ニしるし候
一　酒作日記并酢同白次
亀岡新介文書写置

題簽に「佐竹氏文書　酒造日記付　南酒出文書」と記され、「表紙文」の三行目に「酒作日誌并酢同白次」と書かれているが、共通しての酒造りのことは、「御酒之日記」という表題のもとに第二丁表～第六丁裏にかけて、酢造りなどともに記されている。それにつづけて「教書ハ教学力……」という文言で始まる文書が第六丁裏～第一〇丁裏に書き記されている。そして、最後の部分に改丁して亀岡に関する諸記録が第一一丁表～第一七丁裏に書かれているほか、第一三丁と一四丁の間に亀岡のことを記した紙片二枚が挟まれている。そこ

で、「御酒之日記」の表題のもとに酒造りなどを記載した部分はそのまま「御酒之日記」、真中の部分は「教書」と、最後の亀岡に関する諸記録の部分は「亀岡関係文書」と仮に呼ぶことにしたいのであるが、これら三つの文書で以ていわゆる「佐竹氏文書」は構成されているであろう。

本冊子は、以上のような構成にもかかわらず、表紙文の「酒作日記并酢同白次」の最初の部分を採って「酒造日記」、あるいはその由来から「佐竹文書・色川本」とも呼ばれている。そこで、本稿では先例に倣って「佐竹文書・色川本」あるいは「酒造日記」と呼ぶことにしたいのである。

これまでの「御酒之日記」に関する考察では、東京大学史料編纂所の架蔵本が使用されていることが多かった。この東京大学史料編纂所所蔵本は洋装表紙を付けて製本（三六cm×二八cm）され、「佐竹文書」の表題が付けられている。そして「佐竹文書（正宗寺本）」として整理され、「酒作日記」収載の注記を付けている。本文末の奥書（第一八丁表）には、「明治廿二年一月、常陸国色川三郎兵衛蔵本ヲ写ス」と、その影写時期および原本の所有者を記していた。したがって、東京大学史料編纂所が所蔵する影写本は色川三中旧蔵本が静嘉堂文庫に移る前に影写されたことを示すとともに、そのさいに挟紙二丁の影写が略されているのである。また、上記の静嘉堂文庫所蔵本と対照したとき、影写本には内表紙の「色川三中蔵書」印も欠けている。

静嘉堂文庫架蔵の写本の旧蔵者は正宗寺あるいは色川三中であったと推定されるが、この「御酒之日記」と呼ばれている文書を含む原本、つまり「酒造日記」の執筆者ないし原所有者は、表紙文の四行目に「亀岡新介文書写置」とあることから、亀岡新介であることを推測させる。

亀岡新介の経歴に関しては詳らかではないが、本冊子の最後の部分、つまり「亀岡関係文書」のなかで、「亀岡常陸介」あるいは「佐竹新介」の事跡が記されており、これらは同一人物を指すものと思われ、佐竹の一門につながる人物ではないかと推定される。

したがって、この「佐竹氏文書　酒造日記付　南酒出文書」に関する考察には「佐竹関係文書」の検討は欠かせない。そこで、本誌の趣旨より、今回は「佐竹氏文書」の全冊の復刻を行なうとともに、冒頭の「御酒之日誌」の部分のみを翻刻することとし、今後の研究に資することを期したいである。[2]

（文責、鎌谷親善）

注

(1) 米山寅太郎「静嘉堂文庫の沿革」静嘉堂文庫編・刊『静嘉堂文庫宋元版図録解題篇』（平成4年）一三五～一三六頁。

(2) 本誌に掲載の鎌谷親善「『御酒之日記』について」および今枝愛真「『佐竹文書』の酒作日記年代考」を参照。

佐竹氏文書

酒造日記付

酒造文書

11366
1
75 11

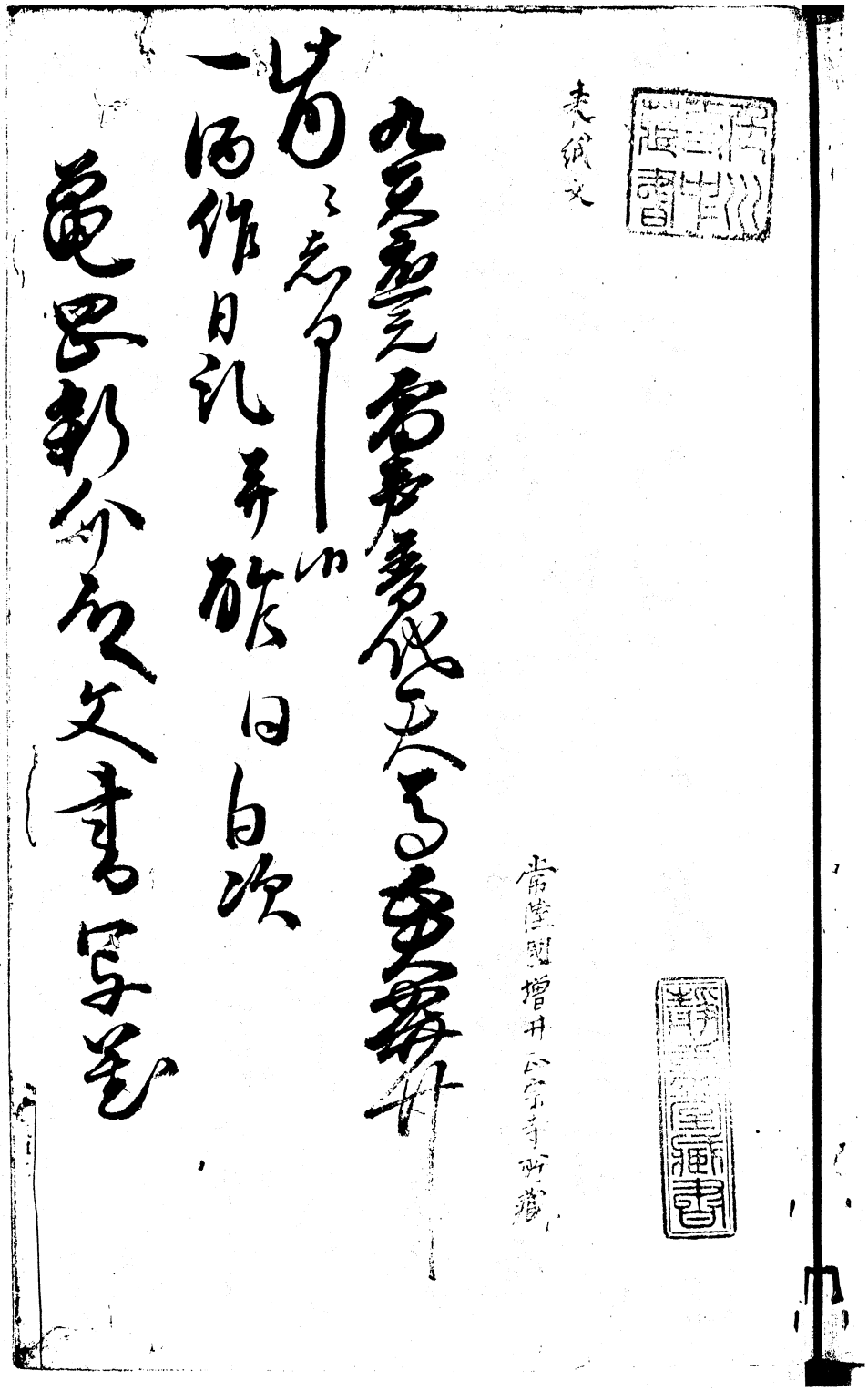

表紙文

常陸國增井八宗寺所藏

中たがひを合月をる日に一發候ハゝ御一文
ころまへまで本ミあり ミくを作らせよ給

一 あまのやくしきのつまい一斗一升を布
あけの日に供しけるゝ冬しかしたら人々に
しんがうし宗拜合作へ合毎一斗ならヽ又は席へ付
て一ミ三籠也ゆうる所経内所にまきしヽて盛中ニて小合
をすミ毎一是しやうに初果をよいと色来一斗にひ
御しあけの日供しせしかるゝ席上にて供しさま

一白蟻　麦の粉を多く除き除きてあるといえども
別して元の石灰を入れて別して元のごとくなれば
防ぐなり
一蚤　乾泉石米一升隠居の院に用ひ一年元年（取テシ）
ふいごの毛　反元あるいは千鳥の中さきなれば
乳をざるに入れ米の中に置くなり一日
防ぐ又一夜の毛三日間別の桶に入れ置き上
の隠るるなり但し元の毛付るのおらいとあれば
それにて毛付下の米をあけて時々むしなれば
反元を時々解いて五年一年元ずつ元の
毛一年ずつ一年おらいと食ず中ふ桶の

そこにてつし中将かうしさりおさいともし
合子ニ摺入候ハ、御香ひ入候て置候てと一口
くるみて上ケ申候 御ハ、陀羅尼をんとりか
さいを上ケ申候 御へ入候てにて香の陀羅尼口にて座候
七日ニて御わけ候也七日都合ニ候て五入候十日
迄も申候
一さき合 御茶 巾一服茶すくしおさいとあ
候ひもし二くへ入候ニ上ニ薬合御一中くり
をて上ケ申候 大くりしませ本元まぜハ亀茶ニ
一服さますつりしかしハ常のかしニ候ハ

かミ合薬 合一ト云ハ 家伝也 口伝有之
まつくすりせきを下リ さきを薬に合せ候
廿日程用申候
一 狐の肝 寒の内ニ取候 狐ノ肝ヲ取り 陰干にして
其肝を一味 麦ノ粉ニテ 練 少しさます
つけ ざるに入テ 布ノ袋ノ中ニ入テ つるし
陰干ニして 七日の間 七日ニ 風ニ当て 上ノかわをはぎ
其毛をとり 細に 粉ニ 中ニ 入テ 八ふくにわけ
其薬 別々にこうにして 白湯ニ 入テ こく
ありき 時ニ 合薬 白湯にて 一ふくもちゆへし

り上の入ニ時半時ふと至テ行り未ヲ入テ
かうしテ付尾ニテ取一乗さすすつと
かうし白米ニ六粋合ニ作入ハ日ニ二夜作
まぜつしてきさろまで作り末ヲろり
席ニて三ろを七日作べてて至ワ一粋かし
ありいをかうしを合テ造入合ヲあ上ニて至其日
一 付湯ヲハ弁ノ菱子ところせのところ焼合テ湯
しノ内ニ石二日程入テ入こくをさそて至之
一 すきをハ豆ヲ一升ニ女合程ソんてさすしてぬ

袋入口ゆ〜て〜伺〜中た入テ竹花の芯を
後ニ上テカの芯を後ゆ〜し一体拵へ入テ
芯ヨリ出そうの芯

一すゆ作り
一こゆ〜う二束
一柄をふす

ゆきの木の左さ
一こうの きニ
一すのるとちの花を
一ゆ〜し こ入れ
口ヨ結ろもうう
一白米一升ちゆきり にきもいあつ〜くし
ろこ升下春ゆん ご美〜して七日八日ニてわ来

ソレニ　ヲウヲカクリ
すミうのすミにすめうすをうけて
さこそこめすのすミよめうん　花
角角りん
ゆうじ来くすり五ゆが三ゆ五分こん程こ
ツキ　ゆそムしるハ花ヲ分ツツカふ付カホド
ミムロ、入白米ニユノ中、煮ヌタムス時モ角ノ
花ヲ図サウノシタ、シキムシハ又花ヲヨキ布ニ
ツミテ米ノ上ニモシキテムシハ多ノホトライ
米五ゆ、六ゆ入中ユノ中ノ米ノツクん米
一石ナラバモ角ヲ一ゆニ布ニ元テ

ワキ入ル、中ニ幸成ムシカウジテゼテ〻〻

ツヲカケテ居タリ

教子ハ教子カアラウイミアヤウト云字ナキト云

教子ハヤルト云ザウバカケト云

教子カ大事ノ色ニヤレコヤリ　嗜ト云ト同人モナシ

シワキスルト居テ初ル

山ノ男ノ嗜ト云ニ驚ルキテ谷ノ鶯カ　教子ハ字ヲ

境ヲ嗜ト云字ヲ境ルルトリテ云ソウノ字モ

ナキト云ハ　ハノ字モテ世境

玉手箱中ニカケゴノナカリモハフタミツロユテイカヽ當邊ヘキ　秘抄

ハ宝亀元年八月廿三日ナリ

△六玄集第九云　鶴母有ミ子時天下大旱　其食皆下因ヲ

以歌ヲ詠テ令ドツミ子ヲ養今ノ鶴母ハ其ノ哥ニ子ハ食得ヲ日色ヲ以難シ

△和名抄ニ和泉山里アリ為祖母法名字モノアリ

新宮供奉　沢角ヲ祓因ノ為祖母ナルヲ云

トニ年齢ナリ　サラバ射勝ナリ

△比字抄云　男鋤浦田地一男地…

後云根ハ甘比ノ論ニ勝負ヲ牛ノ角ヅキニテ…

ラハ鋤男ノ…

男女十八人ノ内今廿六人マデトニラノ牛…

ノ牛…

初ヲ…ニテカスアラモミラハタルベシ…用ニマスヲ…

名…ノ…ニイタノ　ヲイ勝し

△約束ノカワリシ事ノウセキワ引色ク元事ナリケリ　羊年庚寅年

△悪ニ信ロカン同相ハ元ヨリ十六ノ時約束ノ相違

ヲシミテ折サミ年ノ時サガニテハ夜ヲ海ノ時ニ逢ラ

ツキコレナリ　悪党ノ所ノ者ニ

△爲モ獣モ四ケ月ヲ過ヘアリ

△ハ茨孫ハ唐逆ル元趙文弘ニ日模ス一牡牧庚信

文ヨ一庚信刑化年ヲ俗ニ故ニ一竜ノ色ニ下ニテ受若

△エイ山ノ西谷ノ小人悪僧ヲ那　東北ノ芦原ニコモリ信ノ

時ニ四ケ　南芦原ノ戸悪所ノ宮ヨリ化ノ名コリシ

芦原色村西ノ降ニ元エテ時ケリ手ノカサヲソコニ

又キヲケ

△ナラ大仏供養ハラ（信西ハ鸚鵡返）行基文村　聖武鋳為
良弁信西供勤　光明皇后女ミクセラン
△雅霊抄ニ居宝珠嫡ハ花板ニ天竺来供百味粿ヲ与天上
△那羅延法辰嫡法花梱人来供百味粿至テ速去
△恵信部ノ言咋ノミテ早ワサナシレドモ
メタシル中ノ
△後白川代主先色ニ首ワリ照肥ニシテ忍一残曲尽ニ年余悦
岩戸川原ノ以灯ノ功力為王モ写ス柳、布生ミ己己頭痛
非名ノ造得セ身代以勤忠盟夷立ストナシ世ニ乃至是ム
△国武帝居東方朔向陽国代国城年朔云我也如何
防　朔云寿山ノ方モ兵己不得入ノ前　兵修又云今
夜前ノ六分ノ下入兵ハ失ノ一方ニ向ヘ兵不入

金毒乳比丘戒之惠供備於武蔵国埼玉郡
忍山歌之他之仏日已暮不則宿山中之付印歌百千大
衆俄来下捧瓔珞花香供養乳〻〻經回之仏
天衆天善云我是釈尊之使者之在同如来埼玉郡
之脱苦永生仏利天〻〻有疑我示示多玉
忍山西南隅——降花死有云〻
山中麦岡市ノ下云処行脚僧古堂歌宿法花ノ文
付僧ヲ偽ヲ人ヲ仏ノ名カ如ク来ヲ付ヲ食ヲ下云事
次ノ彩殺意ヨコセ彼処ノ時人家市ノ下ノ彼ノ脚僧
五数ノ中大衆ニ見タリ妻ノ白髪ノ後又母〻ヲ西ノ
花帰ノ付ヲ人復又父母イリキ付タリ〻ノワナリ〻ノ付

毎ノ如クコリノ如ク前人ノ面前ニナリシカトモ
ハナトツナリ
△先生坊ハ心ヲ世ノ偏曲ニ付テ
云先生ハ世ノ嘆ノ心
或ハ家ニ大失アリ是ニ先生ノ云不敬ノ振リ人強
ハ和是ニ先生ト人伝ヘ先生坊ト云
△六斎精ヲ至ル丈名邦ニ事ヲ名美吉生
△尋ヌレ深山ノ奥ニ分リケリ中ノ心ハ
△日先山西谷ノ四人エイ山ニ登ラシ時小原ノ云セ
トニ伝ヘチギリシアリ下ノ原四ヲ仍又ケ云
四ノ意ヲ同東日先ニトん時ニ伝ハチ石ニトん処ニ
四ノ意ニテ来リ伝歌アリ四ノ句歌花ハアヤ

ワカレカナ　ゲニム

ウズ形処ニ　花又ノ白ニ

ヨノ花ニ花モウヒトヤ思フ白キスガタリスミ深ノ

人品賞白富士ノ外エイ山エ微警　門ノ外ニ

ヨモイ立ツ流ノ行エノイカナラン　路モナラワシ　峰ノ雪

人品之富士ノ　下方ノ戸ノ右ニ　ノ四ツ結ル

時ノ四

ヨモイカ答カゲニサリ　花モデモシルス花サリウズミトワ

現　奥ヘ　羽目ニ若カ女素毛

ハリリニ　キリアサ日ノ里ノ　ヒメキミヲ

ヤドサン　人ト

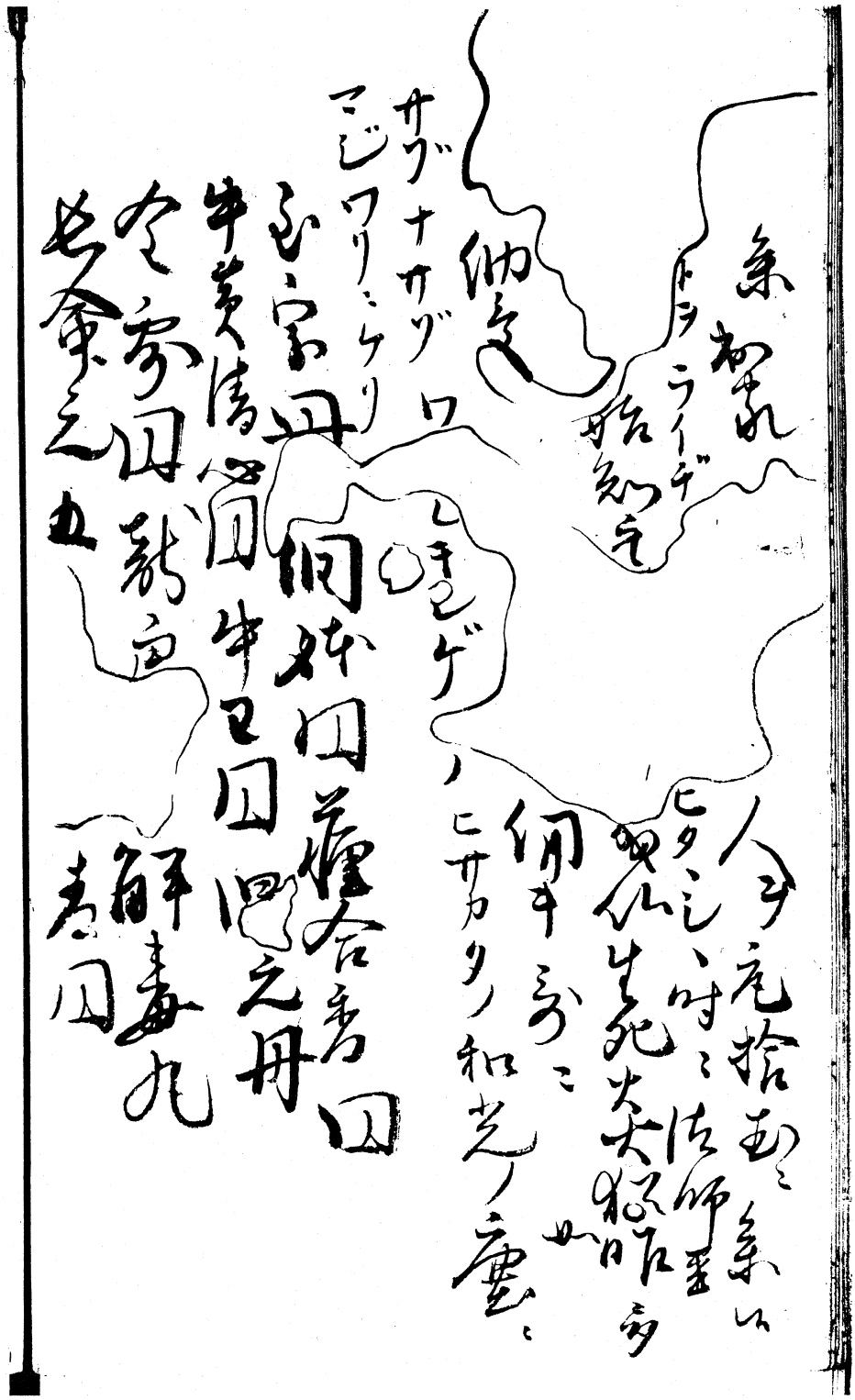

義教

（花押）

（宗三字は戸籍の誤りか）

長禄三年四月十日　源義教

亀四宗達分

佐竹新分系図下向人拾人事

右如

為一族一所

勘当之上下者

被仰下也

仍下知如件

（横）

文安六年

天文二十三年三月廿六日

為用後之事朝廷於
為何用之處京朝廷
[illegible]
佐竹加賀入道為使節関東不[illegible]
[illegible]関係[illegible]
[illegible]
中兵士宿[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

左判

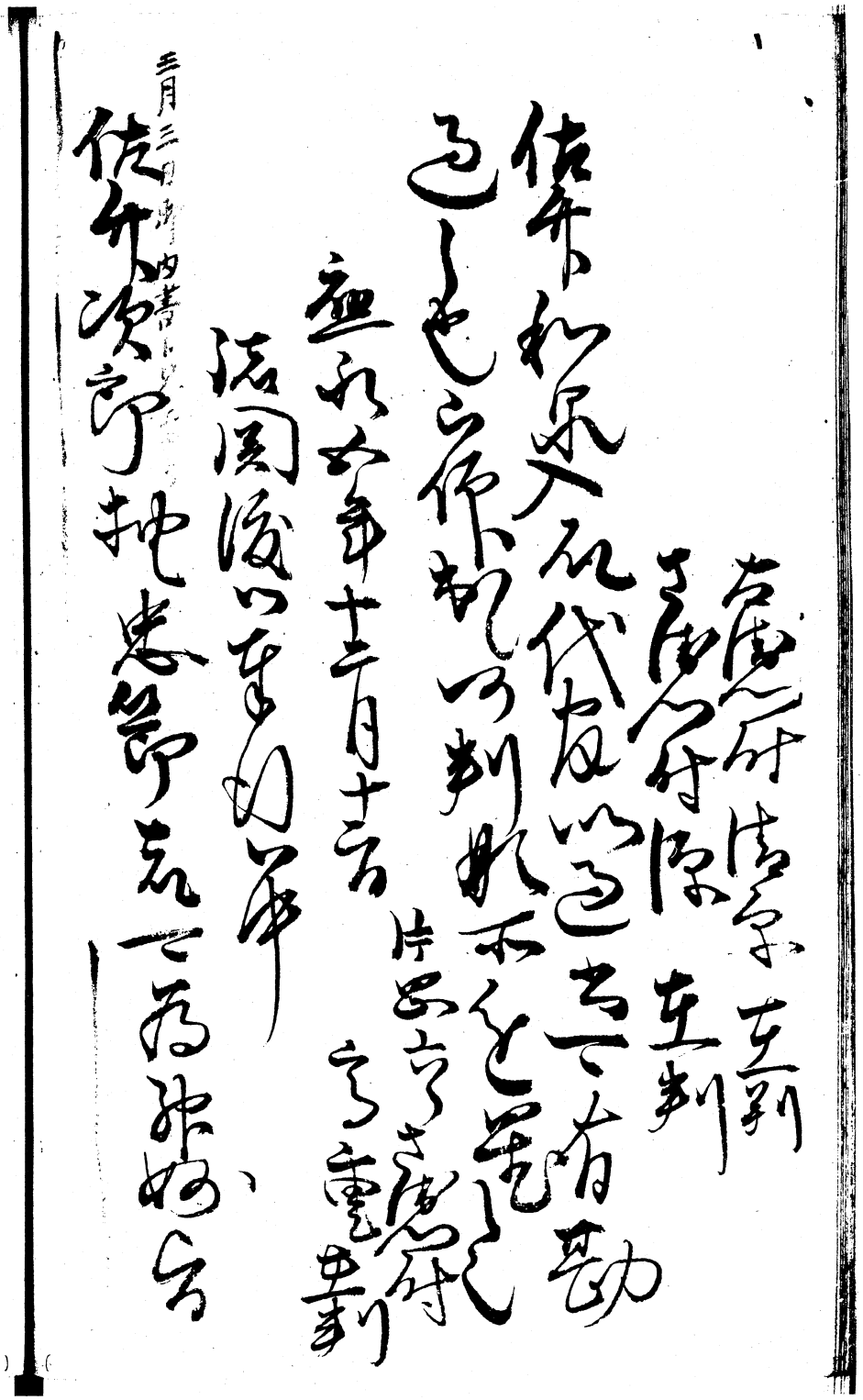

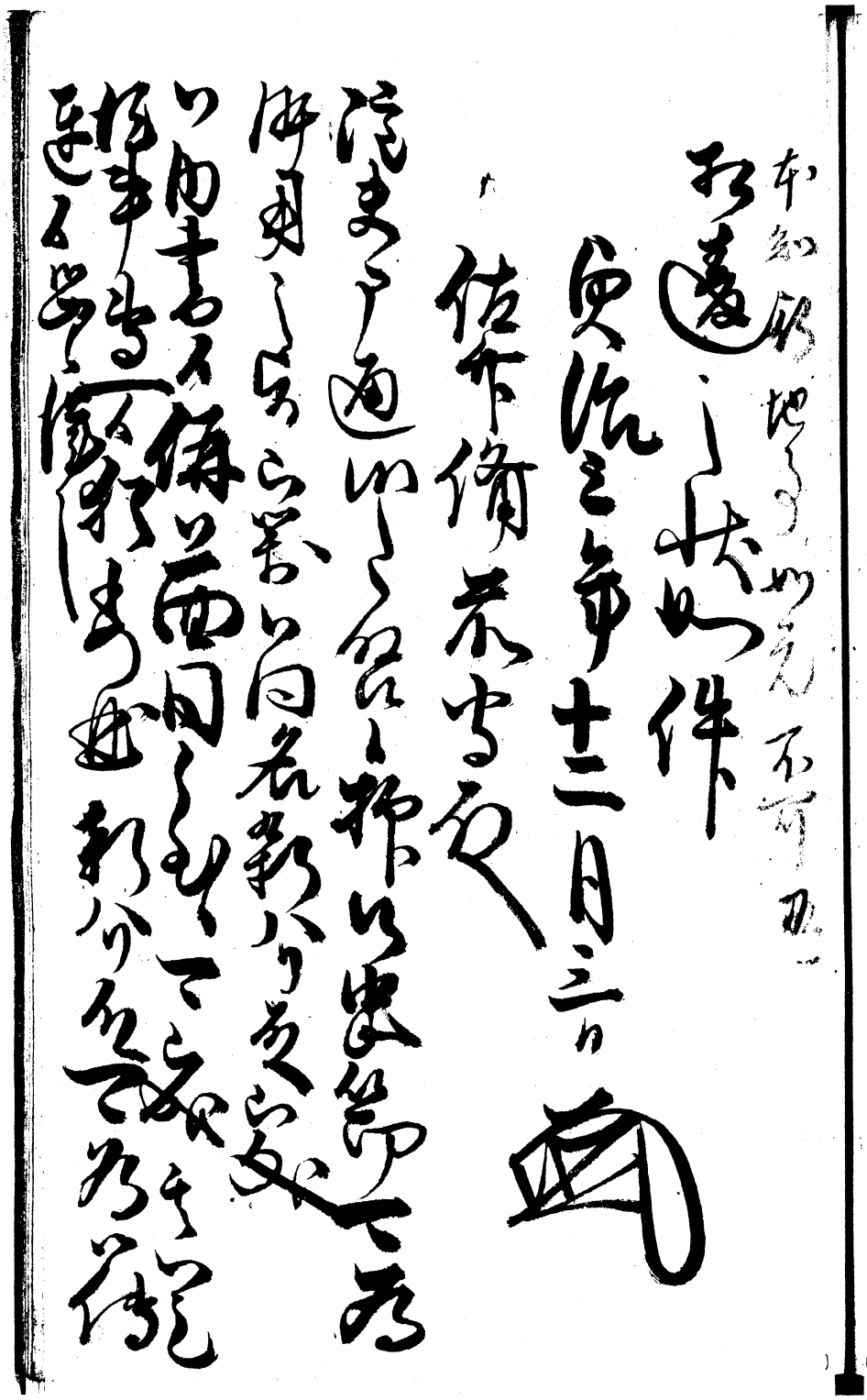

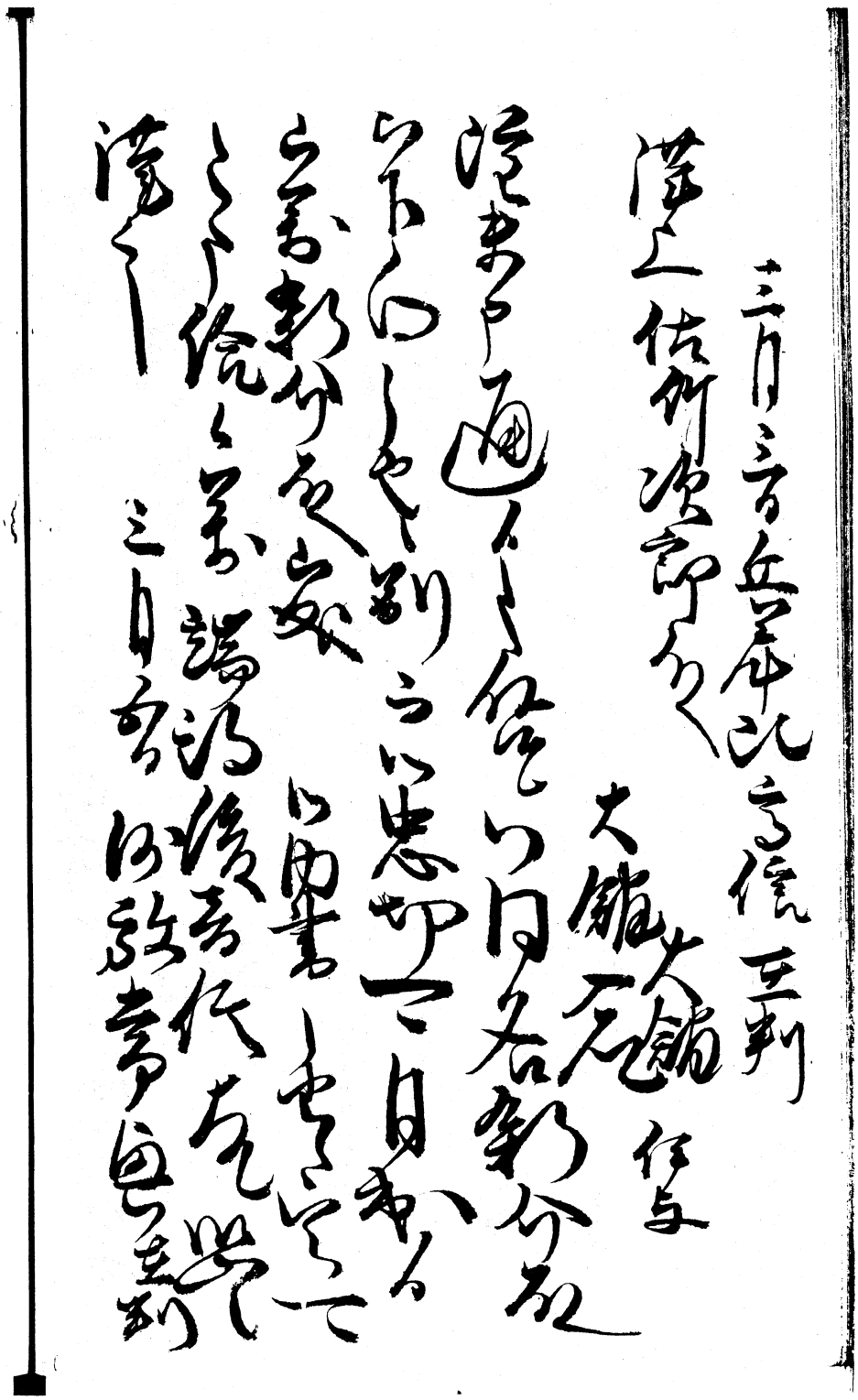

天文十四年十月廿三日　彩色色紙

享禄

扶正朝臣

下

作手上総介藤原

右馬助藤原朝臣

右為子息等討死之賞下充行之

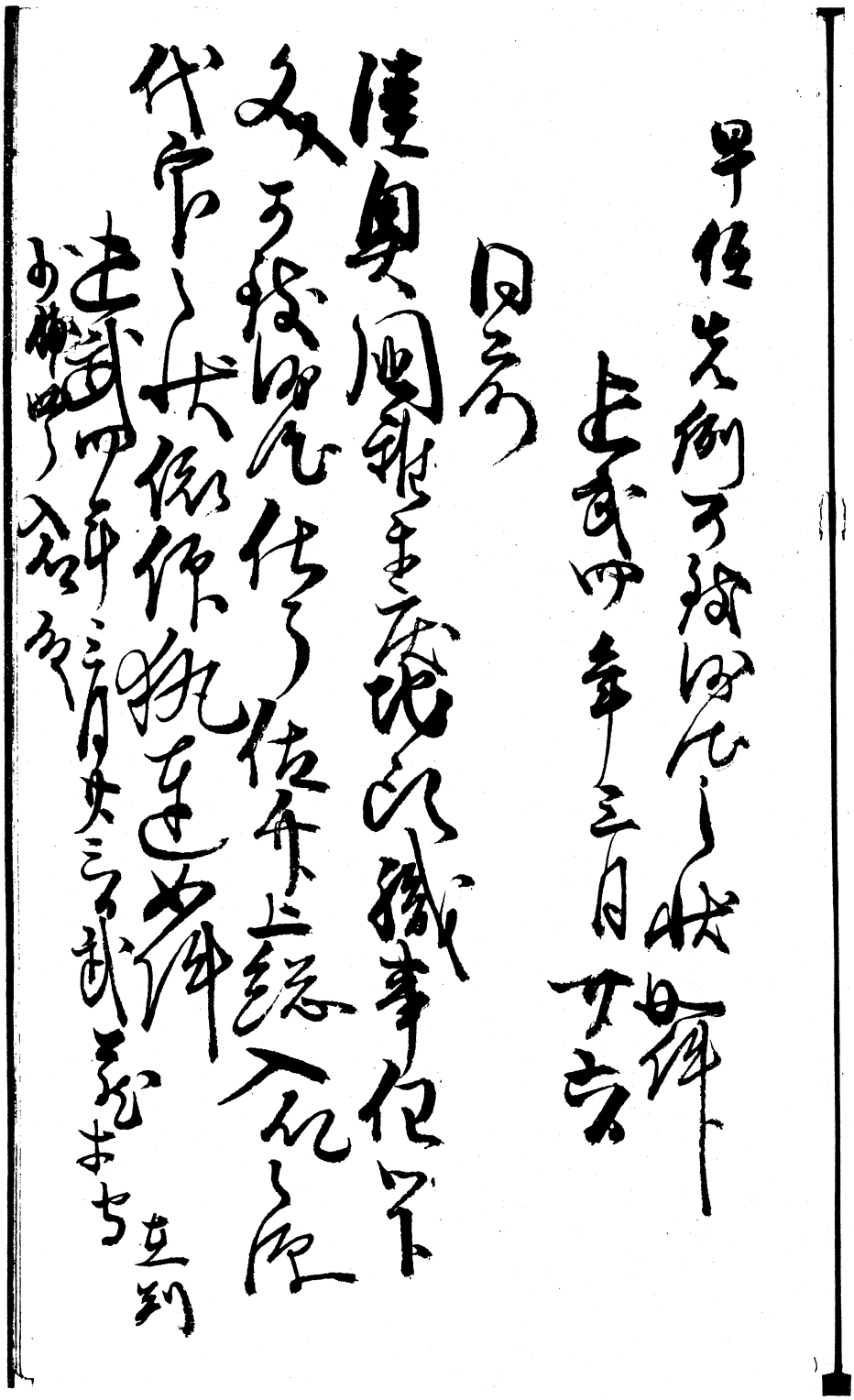

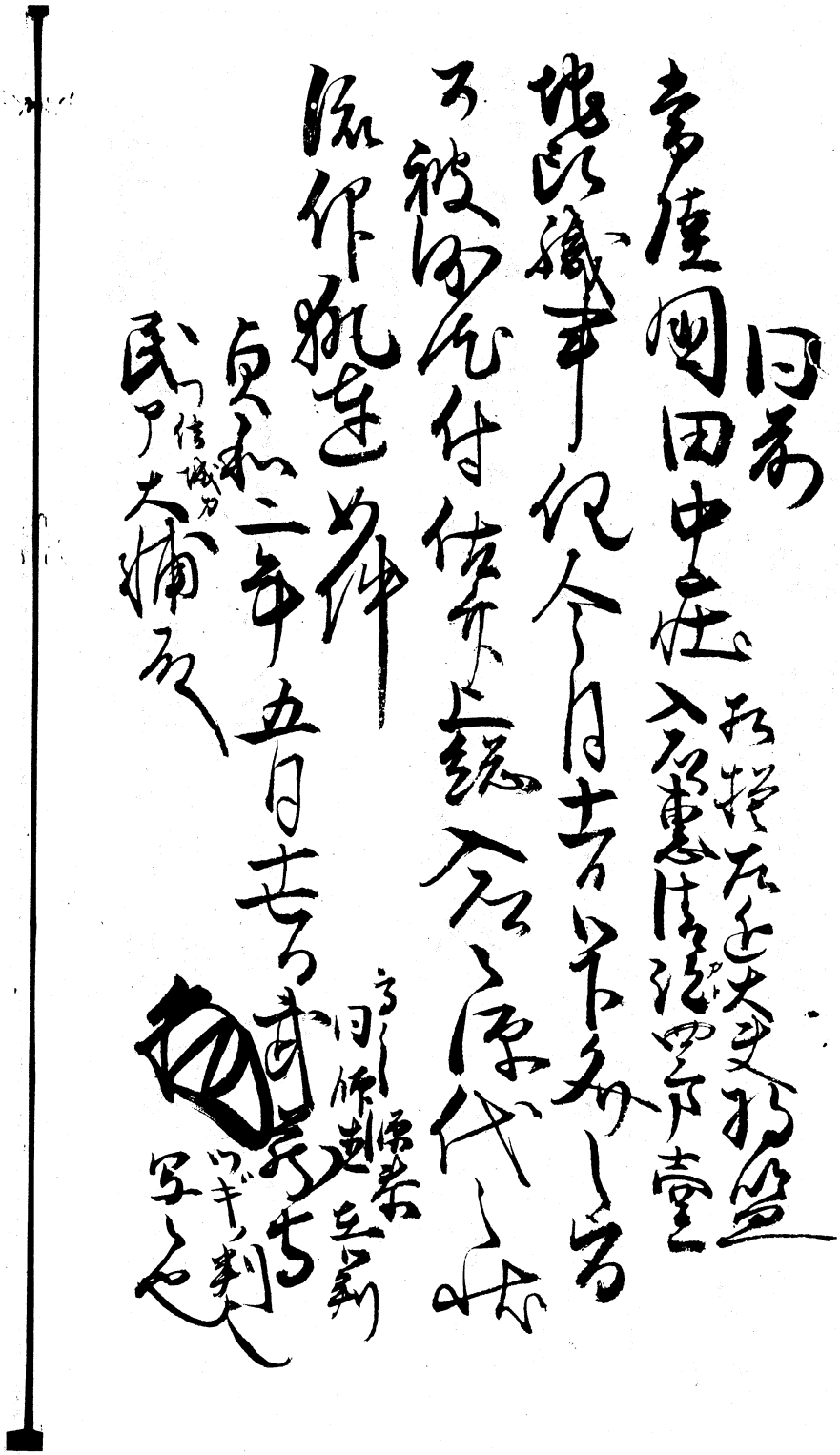

同為
北畠の義忠と義久と軍忠
を致す去年七月廿四日武蔵国
藤沢合戦の時敵討死の義冬を
年二月六日お孝度間又忠西那珠
代栖木判友四郎代の時内敵打死
上達対不感思也お恩賞を也不有之
仍如件
建武三年九月廿四日判

佐竹左近大夫殿義重

一判状左京亮

議与婿ゟ佐竹左近大夫殿義重

一常陸国佐都西郡内大田々

同国久慈東郡内高倉

同国那珂西郡

同国久慈庄

同国石塚保

同国那珂西郡内

同国那珂東郡内

同国中郡村

同国十郷村

同国奥国中郡村

同国十郷村

同国佐賀市ヶ戸　　同国江名村

同国結城谷村

一　越中国下婁与江村

一　同国中郷村

右不作等代ヶ不作御下知ニ付而ハ以下久ヶ
以下仕方副ヶ婿男義者ニ永代不令
譲与ヒ更不有他姓世間廣ク求ル以
同業而ヶ譲ヶ世又不可ヶ遠親類
元祖ヶ知ル方代ヶ譲与ル以ヒ
如ヶ彼ヶ思ヒ左之上方ヶ申ス

後證言葉ニ而中与り判セ申候ハ
可令知り仰付候事
文和四年二月十九日　右京亮義[illegible]
（南朝九年ニ当ル）（北朝十二年ニ当ル）
奉行人仰ニ而[illegible]